平成２９年（フ）第１０５号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町774番地２　クレヴァンス21―501号、前住所神奈川県横浜市戸塚区名瀬町779番地110
破産者　藤村　雅夫
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６号
滋賀県長浜市新旭町191番地
破産者　波照間育男
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
兵庫県明石市二見町東二見354番地の13
破産者　杉原　信雄
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
神戸市西区王塚台５丁目69番地の１　コーポアワジ115号
破産者　名児耶　剛
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９１０号
札幌市豊平区月寒西５条７丁目１番15―206号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸５条７丁目１番５号
破産者　本間　公康
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００４号
札幌市白石区菊水９条４丁目４番30―130号
破産者　牧野　祐己
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３７号
北海道旭川市豊岡６条７丁目４番25号、前住所茨城県那珂市菅谷2311番地２
破産者　島中　妙子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１３号
茨城県水戸市酒門町4235番地の13
破産者　関根　秀雄
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２２号
群馬県富岡市富岡472番地２　シティパレス富岡西棟102、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市富岡472番地１　シティパレス富岡東棟102
破産者　齋藤　伸一
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保369番地74
破産者　稲田　隆則
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６３号
埼玉県川越市新宿町３丁目１番地31　（新宿マンション504号室）
破産者　巽　　寛
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７６号
埼玉県富士見市大字上南畑123番地
破産者　佐々木拓也
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目６番16―103号　パールコーポ富士見
破産者　嶋　　潤治
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１０号
川崎市川崎区貝塚２丁目16番４号　ＴＭ貝塚Ⅱ　103
破産者　中村　　薫
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
神奈川県小田原市蓮正寺23番地の１　玄武館101室
破産者　清水　大和
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４１号
神奈川県愛甲郡愛川町角田825―２、住民票上の住所埼玉県行田市佐間１丁目29番46号
破産者　髙澤　利行
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８号
新潟県胎内市草野237番地
破産者　中村　尚平
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６４２号
名古屋市南区弥次ヱ町１丁目12番地の１
破産者　山田　雄太
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部